移動手段の導入・運行維持・休廃止のガイドライン

1 目的

このガイドラインは、コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド型交通、交通空 白地有償運送などの有償により旅客を運送する事業(以下「移動手段」という。)の 実施について、市の限られた財源の中、持続可能な移動手段を確保するため、受益者 負担と公費負担のバランスについて市の考え方を示したものであり、このガイドライ ンに基づき、移動手段の導入、運行維持及び休廃止(以下「導入等」という。)を行 うものとする。

2 移動手段の導入等に関する指針

このガイドラインによる移動手段の導入等については、以下の事項を指針とする。

- ① 運行区域の対象となる地域内で、自家用車の運転ができない、家族等の送迎が受けられない等の移動手段を持たない者の移動手段の確保が主たる目的であること。
- ② 運行する地域や利用したい者で、移動手段の必要性を共有すること(利用促進への協力、運行維持のための費用負担など)。
- ③ 必要に応じて他の公共交通機関と連携し、効率的な移動を確保するものであること。
- ④ 地域住民、交通事業者又は交通空白地有償運送等の実施団体及び富津市の協働により実施するものであること。

3 移動手段の導入及び運行改善に関する条件

移動手段の導入及び運行改善については、以下の条件を満たすものとする。

- ① 上記2の指針に沿った移動手段の導入・運行改善を行うものであること。
- ② 移動手段の確保を地域で話し合い、決定することができる会議体及び地域の意見を収集し、需要の把握に努め、移動手段の確保について一定の負担が可能な団体が設立されていること。
- ③ 公共交通は、利用者の運賃等費用負担(応益負担)により運行を維持することが原則であることを踏まえ、利用者が適切な費用負担を負うものであること。
- ④ 運行継続条件を満たす見込みがあること。
- ⑤ 導入の前に、運行経費等の財源確保について、市と協議が整っていること。

4 運行継続条件

運行を継続するための条件を以下のとおり定め、条件を満たしていないときは、運行計画の見直し又は休廃止の対象とする。

【需要に対する効率的な移動手段の指標】

① 1運行当たり輸送人員・・・1運行に対する利用者数(総輸送人員÷総運行回数) 基準値 定路線型運行の場合・・・1運行(往復)当たり2人以上 区域型運行の場合・・・1運行当たり1.2人以上

データの入手法 運行主体の事業報告書

データの意義 運行する移動手段が、複数の人員を輸送し、効率的な運行ができて いるかを計る。

② 稼働率・・・運行期間の計画運行回数のうち実際に運行した回数の割合 (実績運行回数÷計画運行回数)

基 準 値 30%以上

データの入手法 運行主体の事業報告書

データの意義 運行する移動手段が、利用見込みに対して適正な運行規模になっているかを計る。

【需要に応じた適度なサービス水準の指標】

③ 収支率・・・運行経費に対する経常収入の充当率(収入÷支出) 収入には、利用者からの運賃収入並びに会費、協賛金、広告収入等の運送以外の 収入及び国庫補助金を含む。

基 準 値 1年目:5%以上、2年目:7%以上、3年目:10%以上、

4年目以降:30%以上

なお、4年目以降は、原則として地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の活用を前提とし、国庫補助金を含めた収支率を評価するが、当該地区における国庫補助金の交付率の低下を理由に基準値である30%以上の達成が困難となった場合は、国庫補助金を含めない収支率の推移により達成状況を評価するなど、弾力的に対応するものとする。

データの入手が法 運行主体の事業報告書

データの意義 運行する移動手段が、投資する経費を継続的に運賃等の収入で賄え ているかを計る。

5 運行継続条件を満たしていない場合

上記3つの運行継続条件のうち、2つ以上条件を満たさない場合は、運行計画における当該地区の地域性等を勘案しつつ、運行内容の検証及び見直しを行い、利用促進を図る。

また、運行内容を見直し、かつ、利用促進を行った結果、2か年続けて運行継続 条件を満たしていない場合は、運行を休止し、又は廃止し、代替の移動手段を検討 する。

6 その他

このガイドラインは、市内の移動手段の導入等の状況に基づき、必要に応じて見直すものとする。